

ケアマネお役立ちコーナー



平成 27 年 8 月 1 日から介護保険の費用負担が変わります

- ① 負担割合の変更（一定以上所得のある人は介護サービスの利用料が 2 割）
 - ・年金収入のみの場合は年収 280 万円以上
 - ・年金収入以外がある場合は合計所得金額が 160 万以上
 - ・同一世帯の 65 歳以上の人の収入が低い場合は 1 割になる事がある
 - ・65 歳未満、市民税を課税されていない人は対象外

- ② 負担上限の変更（世帯内に市民税の課税所得が 145 万円以上の高齢者がいる場合）
 - ・高額介護サービス費の上限額が 37,200 円から 44,400 円になる
 - ・該当しても、同一世帯内に他に 65 歳以上の人がいる場合には、市区町村への申請により 37,200 円になる事もある（下記参照）
 - ・65 歳以上の人他に 1 人：その人の収入合計額が 383 万円以下
 - ・65 歳以上の人他に 2 人以上：その人たちの収入合計額 520 万円以下

- ③ 食費、部屋代の負担軽減の変更（非課税世帯でも預貯金の少ない人に限定）
 - ・現金や有価証券なども含む預貯金を、単身では 1,000 万円以上、配偶者がいる場合には 2,000 万円以上お持ちの人は、軽減の対象外になる
 - ・配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になる
 - ・市区町村への軽減申請の際に、通帳の写しなどのコピーが必要になる



今までは負担軽減できていた人も対象外になる可能性は大きい。

<用語の説明>

- 合計所得金額：控除前の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計
- 課税所得：総所得から種々の控除を差し引いた所得
- 収入合計額：年金として支給されたそのものの金額（遺族年金などは含まれない）

④ 部屋代の負担の変更（負担軽減を受けていない人が対象）

- 平成 27 年 8 月より以下の利用料に変更

	食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 （特養等）	従来型個室 （老健・療養等）	多床室 （特養等）	多床室 （老健・療養等）
基準費用額 （4 段階）	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	840	370
3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370
2段階	390	820	490	420	490	370	370
1段階	300	820	490	320	490	0	0

- 特別養護老人ホームの多床室の部屋代（4 段階）が 840 円と大きく値上がっている

負担軽減の対象外になり、負担が大きくなる利用者が増えると予想される
利用者に説明ができるようケアマネも知っておく必要がある。

※8月からの介護保険費用負担変更につきましては、
各保険者窓口にてご相談下さい。

